

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科拡大研究科委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
〔省略〕 （組織） 第2条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科委員会委員 (2) 各連合講座会議の部会代表者 2 前項第1号の委員のうち、各構成大学から選出された研究科所属<u>教官</u>は同項第2号の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （会議） 第6条 拡大研究科委員会は、各構成大学の委員1名以上の出席、かつ、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第2号に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 （雑則） 第7条 この規程に定めるもののほか、拡大研究科委員会の議事運営に関し必要な事項は、拡大研究科委員会が定める。 2 拡大研究科委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部<u>大学院室</u>が処理する。	〔省略〕 （組織） 第2条 拡大研究科委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科委員会委員 (2) 各連合講座会議の部会代表者 2 前項第1号の委員のうち、各構成大学から選出された研究科所属<u>教員</u>は同項第2号の委員を兼ねることができる。 〔省略〕 （会議） 第6条 拡大研究科委員会は、各構成大学の委員1名以上の出席かつ委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、第2条第1項第2号に規定する委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 （雑則） 第7条 この規程に定めるもののほか、拡大研究科委員会の議事運営に関し必要な事項は、拡大研究科委員会が定める。 2 拡大研究科委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部<u>大学院課</u>が処理する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成16年4月1日から施行する。</u>